

年金記録の訂正手続のポイント及び主なスケジュール

1. 年金記録の訂正手続のポイント

- 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。
 - ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
 - ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること
 - ・ 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
 - ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること

2. 主なスケジュール

- 平成27年1月 社会保障審議会の下に分科会を設置し審議を開始
 - ・ 民間有識者からなる合議体(地方審議会)の運営方法と審議手続
 - ・ 審議に当たって調査する対象と調査事項
 - ・ 訂正の可否にあたっての判断基準 など
- 〃 3月 年金事務所における年金記録の訂正請求の受付等の開始
- 〃 4月 各地方において審議を開始

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 〈抜粋〉

平成26年6月3日 参議院厚生労働委員会

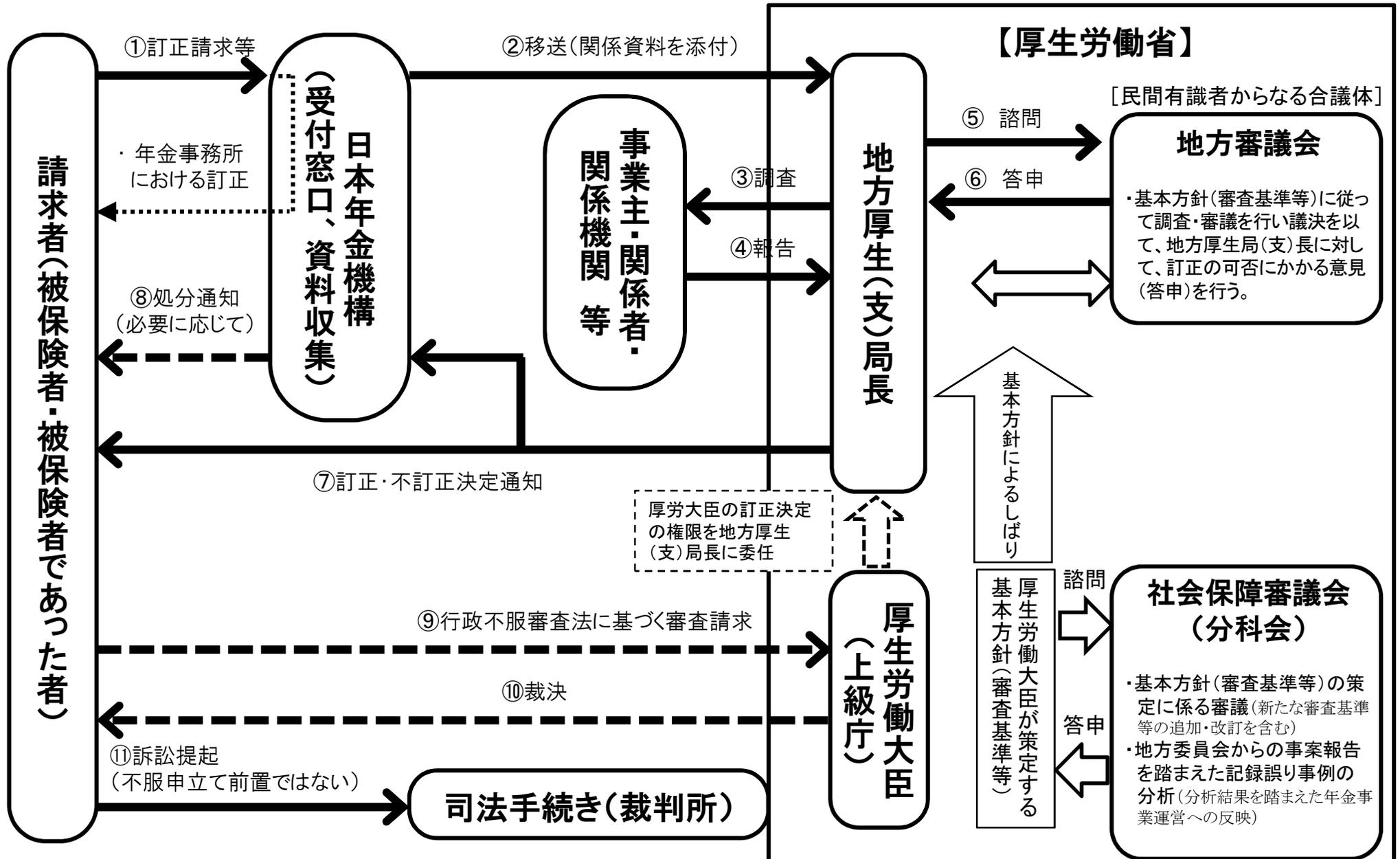
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

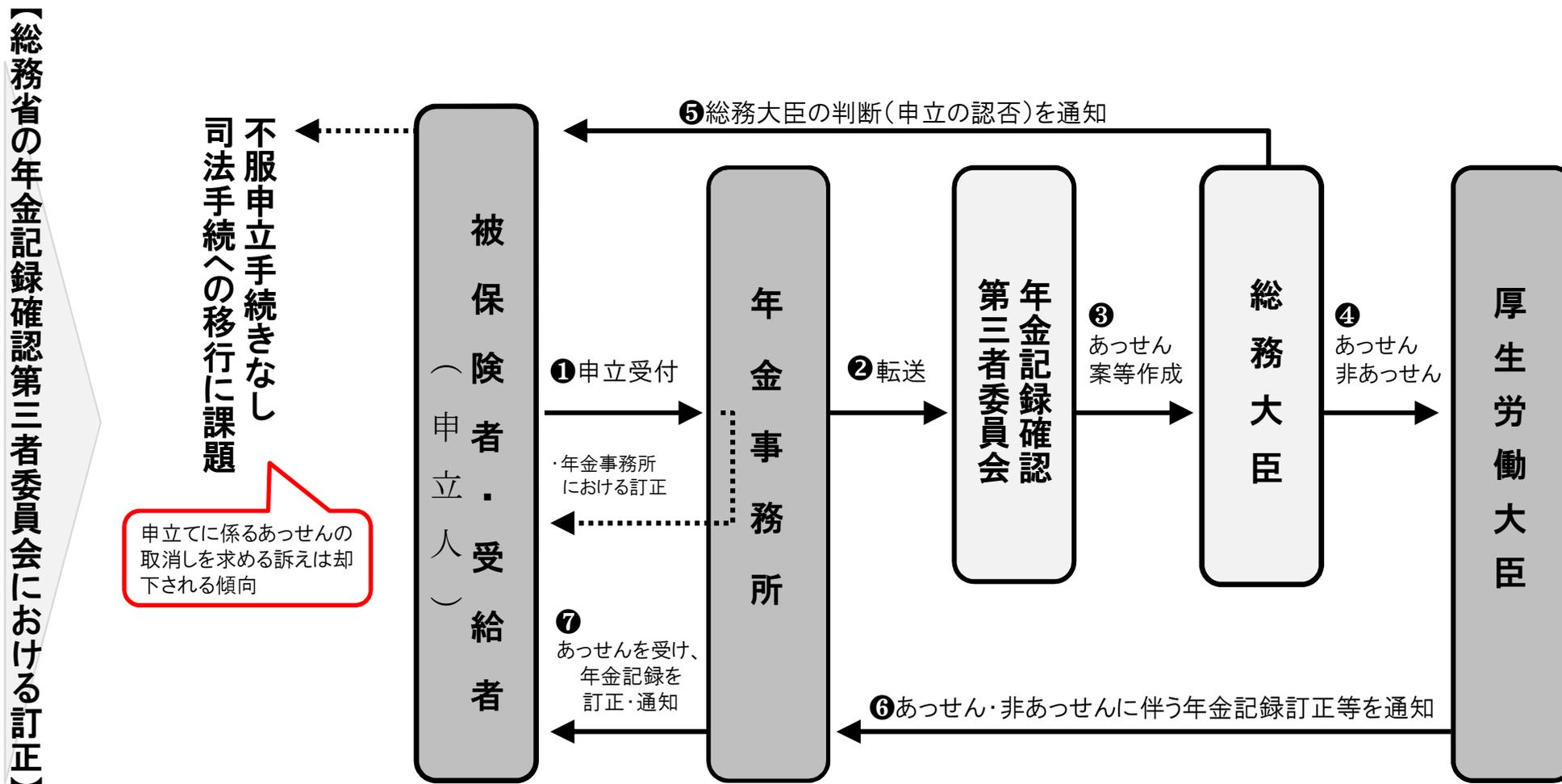
三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。

(以下省略)

年金記録の訂正手続の流れ



総務省の年金記録確認第三者委員会のおっせんによる訂正



- 年金記録確認第三者委員会は、総務省の所掌事務である、行政機関の業務に関する苦情の申出について必要なあっせんの事務を行う。
- 「一応確からしい」との基準によって、調査審議を行い、あっせん案を作成。これにより、総務大臣から厚生労働大臣へあっせんを行う。
- 「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針(平成19年総務大臣決定)」に基づき、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)を幅広く収集するよう努めており、必要に応じて、関係行政機関、企業等に対して資料の提供を求めている。